

国自技環第58号
令和5年6月26日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局技術・環境政策課長
(公印省略)

「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」
の一部改正について

貸切バスのASV技術の搭載状況を車体に表示することにより安全情報の「見える化」を図り、もってバスの利用者自らが乗車するバスに搭載された先進安全技術を把握できるようにするとともに、先進安全技術が搭載されていない古い車両から新型車への代替を促進することを目的として、「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」(平成28年12月16日付け自技第192号)が定められています。

今般、別添のとおり「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドラインについて」を一部改正しましたので、貴協会傘下会員にこの旨周知徹底方お願いします。